

県南広域振興局長告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年6月26日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北上和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------------------------------|------|----------------|--------------|
| 北上市和賀町煤孫16地割59番5地先から山口44地割55番2地先まで | 新 | m 20.0～11.5 | m 1,942.4 |
| | 旧 | 18.7～8.4 | 1,942.4 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成27年6月26日から同年7月27日まで